

広島県電子自治体推進協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、広島県電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、広島県及び広島県内全市町の連携により、行政サービスの向上、行政事務の高度化、効率化、地域間格差の解消を図るため、県及び県内市町の電子自治体化を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業に関する研究・検討及び協議・調整を行う。

- (1) 電子自治体の構築に関すること。
- (2) 電子自治体の構築に関連する事項に関すること。
- (3) その他市町情報化の推進に関すること。

(組 織)

第4条 協議会は、広島県、広島県内全市町、広島県市長会及び広島県町村会をもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名、幹事若干名及び監事2名を置く。

(会 長)

第6条 会長は、広島県総務局財務部長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総括し、本協議会を代表する。

(副会長)

第7条 副会長は、次の各号のとおりとする。

- (1) 広島市企画総務局情報政策部長
 - (2) 広島県町村会会長の職にある町の情報化担当課長
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長が職務を代行する。

(総 会)

第8条 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 総会は、構成団体の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算
 - (2) 事業報告及び収支決算

- (3) 構成団体の負担金額の決定
 - (4) 協議会が締結する契約の承認
 - (5) 規約の改正並びに会計事務取扱規則の制定及び改正
 - (6) その他協議会の運営に関わる重要な事項
- (幹事会)

第9条 協議会の行う事業を円滑に運営するため、幹事で構成する幹事会を置く。

2 幹事は、次の各号のとおりとする。

- (1) 広島県総務局財務部情報政策課長、総務局財務部税務課税務システム管理室長、企画振興局地域振興部市町行財政課長、健康福祉局社会福祉部地域福祉課長、土木局総務管理部技術企画課技術指導室長
- (2) 広島県市長会及び広島県町村会がそれぞれ推薦した市町の情報化担当課長
- (3) 広島県市長会事務局長及び広島県町村会事務局長
- (4) 第10条及び第11条に掲げる企画部会及び運営部会の各部会長

3 幹事会に幹事長を置き、幹事の中から会長が指名する。

4 幹事会は、幹事長が招集し、議事運営を主宰する。

5 幹事会は、第3条各号に掲げる事業に係る事項及び協議会の運営に関する事項について協議するとともに、第10条及び第11条に掲げる企画部会及び運営部会を統括する。

(監事)

第9条の2 監事は、協議会の会計を監査する。

2 監事は、総会において会員の互選で決定する。

3 監事は、年一回の定例監査を実施するほか、必要があると認めるときは随時監査を行うことができる。

(企画部会)

第10条 協議会に、必要に応じて企画部会を置くことができる。

2 企画部会は、第3条各号に掲げる事項について研究・検討を行う。

3 企画部会は、前項に掲げる事業に参加する任意の会員をもって構成する。

4 企画部会に部会長を置き、構成員の中から会長が指名する。

5 企画部会の運営方法等については、部会長が定める。

(運営部会)

第11条 協議会に、必要に応じて運営部会を置くことができる。

2 運営部会は、第3条各号に掲げる事業に係るシステムの共同開発及び運営について協議・調整を行う。

3 運営部会は、前項に係る当該システムの利用（利用予定を含む。）会員をもって構成する。

4 運営部会に部会長を置き、構成員の中から会長が指名する。

5 運営部会の運営方法等については、各運営部会規程に基づいて部会長が定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の庶務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、広島県総務局財務部情報政策課内に置く。

(事業年度)

第 13 条 協議会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(予算及び決算)

第 13 条の 2 協議会は事業の執行に関する支出を行おうとするときは、収支予算案について総会の承認を経てこれを執行しなければならない。また、事業の執行にかかる収支決算についても同様とする。

2 協議会が実施する事業に要する予算にかかる収入については総会の承認を得てその額を決定した構成団体からの負担金によるものとする。

3 予算の執行、収入にかかる事務の取り扱い及び契約に関する取り扱いについては別途定める会計事務取扱規則によるものとする。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 14 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 7 月 9 日から施行する。